

第4回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

検討
項目 ①

知的障害特別支援学校における情報活用能力
の抜本的強化に向けた方策について

検討
項目 ②

自立活動の充実に向けた方策について



2. 情報活用能力の強化に向けた方策

- 障害のある子供たちの教育課程において、情報活用能力の抜本的向上を図るための教育課程の改善の在り方（特に知的障害のある子供たちの教育課程における取扱いについて）

検討項目①
知的障害特別支援学校における情報活用能力の抜本的強化に向けた方策について

3. 自立活動の在り方

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか

検討項目②
自立活動の充実に向けた方策について



検討項目①

知的障害特別支援学校における情報活用能 力の抜本的強化に向けた方策について



情報活用能力の育成に関する現状と課題

【特別支援学校学習指導要領上の位置付け】

【各教科等での取扱い】

準ずる教育課程

- 小・中・高等学校の各教科等の内容の取扱いに準ずる。
- 各障害種に応じて、情報機器を活用して指導効果を高めることを示している。

知的障害特別支援学校の各教科の教育課程

- 中学部 職業・家庭科の職業分野「B 情報機器の活用」
- 高等部 職業科「B 情報機器の活用」、情報科
- 各教科と全体にわたる内容の取扱いにおいて、情報機器を活用して指導効果を高めることについて示している。

【顕在化している課題】

準ずる教育課程

- 教育課程企画特別部会での検討に準ずる

知的障害特別支援学校の各教科の教育課程

- 小学部では、教科等に明確な位置付けがなく、授業時数や指導内容の具体が示されていないため、地域や学校による格差がある。
- 中学部での指導内容が、情報活用能力として捉えられるもののうち、機器の活用にとどまっている。
- 小学部から高等部までの情報活用能力の指導の体系が明確になっていない。
- 知的発達の遅れから生じる学習上の困難さが、情報活用能力の育成に大きく影響することから、一律に育成を図ることに難しさがある。



知的障害教育における情報活用能力の育成に関する具体的な方向性と論点

【小学部段階】

- 学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえ、学習活動における体験的な活動を通して、情報活用能力を構成する要素（情報技術の①活用、②適切な取扱い、③特性の理解）を一體的に取り扱う範囲について検討してはどうか
- 生活に根差した探究課題を設定したり、体験活動や探究課題の解決を目指した学習の過程を設定しやすい生活科において情報機器の活用を取り入れるなど、生活科を中心に、他の各教科等においても適切に取り扱うこととはどうか

【中学部段階】

- 学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえ、情報技術の活用を中心とした、職業・家庭科の職業分野「B 情報機器の活用」において、小学校中学年段階の内容を参考に、情報技術の適切な取扱い及び特性の理解に関する内容の充実させるとともに、内容が機器の活用にとどまらないことから、名称を「情報機器・情報技術の活用（仮称）」としてはどうか。
- 学習指導要領の目標及び内容の在り方を踏まえ、職業分野での情報活用能力育成を明確にするため、現在の職業・家庭科については、職業科と家庭科の二つの教科に分離してはどうか。その際、職業科の名称については、職業教育での情報活用能力を中心とすることや高等部職業科とのつながりから、職業科のまとめてはどうか。

【高等部段階】

- 小学部、中学部で新たに整理した内容の系統性を踏まえ、小学校高学年段階の内容を参考に、職業科の内容を充実させてはどうか。
- 中学校段階の情報技術の特性の理解に関する内容については、生徒の実態を考慮して設けることができる情報科において内容の充実を図ってはどうか。

【全学部段階】

- 障害特性による固執性などから生じる長時間利用や意図しない不適切な使用などを防ぐ観点から、家庭との連携の在り方も含め、知的発達の特性を踏まえた対応について、内容の取扱い等に明記してはどうか

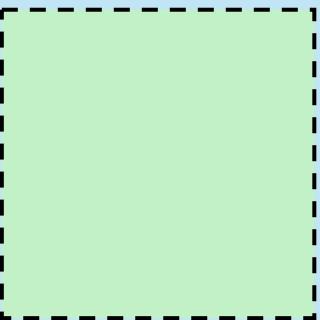
知的障害教育における情報活用能力の抜本的向上の方向性イメージ（教育課程の改善）

小学部

中学部

高等部

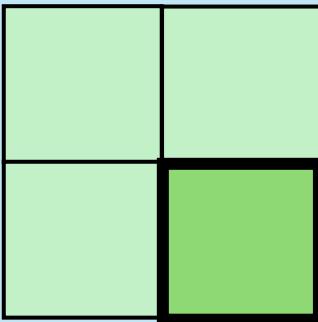
各教科等



現状

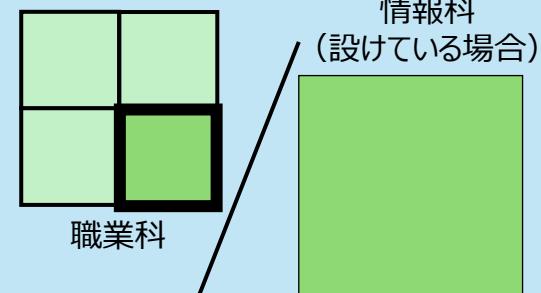
- ① 各教科等の学習活動を通じて学ぶ（どこで何を学ぶか明記なし）

職業・家庭科 職業分野



- ② 職業・家庭科（職業分野）の内容の一領域（B 情報機器の活用）で学ぶ

職業科に加え情報科

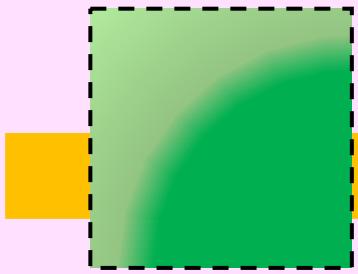


- ③ 職業科を中心に学ぶ。情報科を設けている場合は、情報科においても学ぶ。

- ・リアルな学びをデジタルで支える
- ・探究的な学びと連携して育成

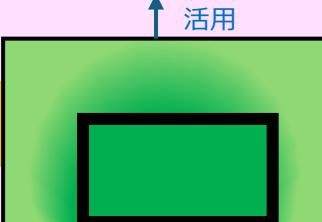
これらの視点から内容を充実・体系化

改善の方向性



- ① 生活科の学習において情報機器の活用を取り入れるなど、生活科を中心に、学習活動全体を通じて、体験的に学ぶ。

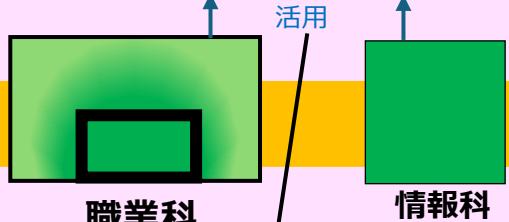
総合的な学習の時間



職業科（仮称）

- ② 職業科の内容（B 情報機器の活用）を充実させ、深め、広げ、探究的な学びの力を支える。

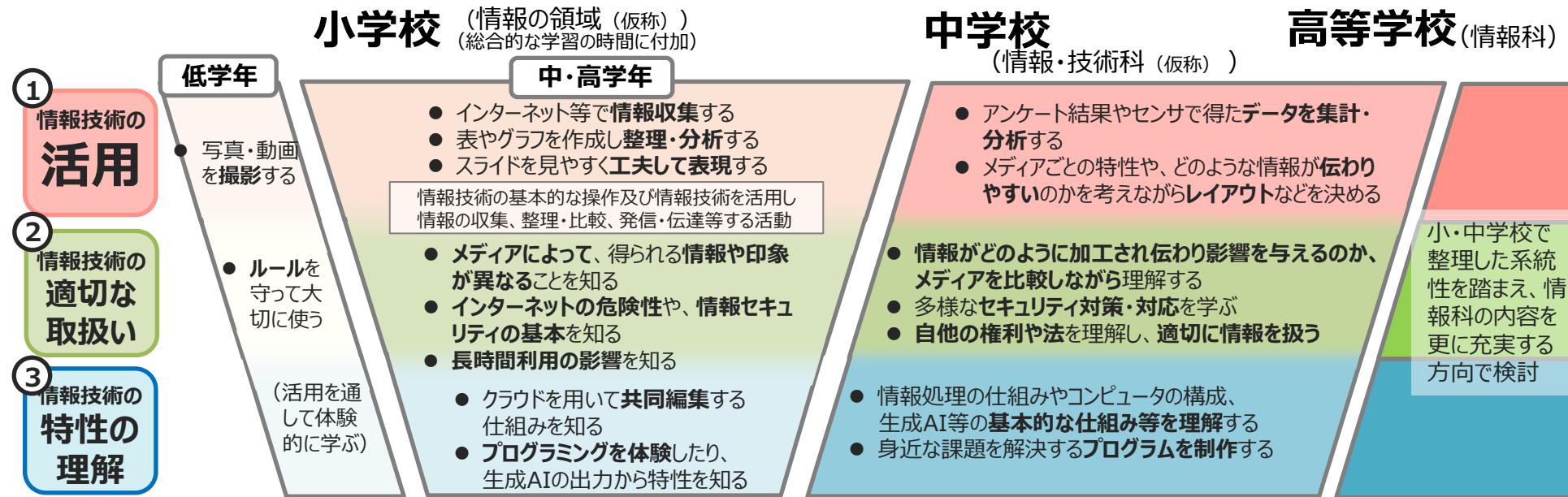
総合的な探究の時間



職業科

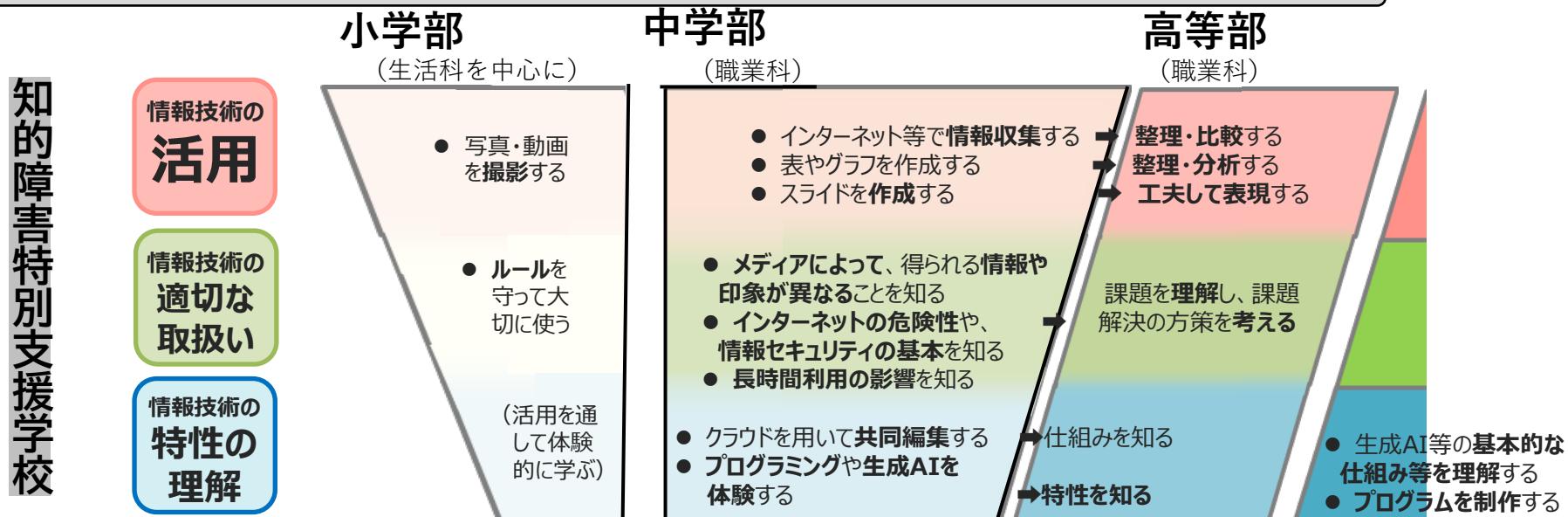
情報科
(設けている場合)

- ③ ①②の検討を踏まえ、職業科及び情報科の内容をそれぞれ充実させ、深め、広げ、探究的な学びの力を支える。



教育課程企画特別部会「論点整理」P53より抜粋

学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえた知的障害特別支援学校の学習活動のイメージ





検討項目②

自立活動の充実に向けた方策について

「自立活動」について

教育課程上の位置付け

- ・特別支援学校の教育課程は、小学校、中学校、高等学校等の各教科等と「自立活動」によって編成（知的障害の特別支援学校においては知的障害の各教科等と自立活動）。
- ・自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。
- ・自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定める。
- ・特別支援学級では特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れること、通級による指導では自立活動の内容を参考として指導を行うことを小学校・中学校学習指導要領に規定

自立活動の目標・内容（特別支援学校学習指導要領より）

【目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

【内容】

1. 健康の保持
2. 心理的な安定
3. 人間関係の形成
4. 環境の把握
5. 身体の動き
6. コミュニケーション

【個別の指導計画の作成】

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

自立活動の変遷

障害の捉え方の変化とともに、自立活動の指導について見直しを行ってきている。

平成元年学習指導要領
【養護・訓練】：「障害の状態を改善し、又は克服する」

平成11年学習指導要領
【自立活動】：「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」

平成21年・29年学習指導要領
【自立活動】：「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

現行学習指導要領における自立活動の内容（6区分27項目）

| 区分 | 項目 |
|-------------|--|
| 1 健康の保持 | (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。 |
| 2 心理的な安定 | (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 |
| 3 人間関係の形成 | (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。 |
| 4 環境の把握 | (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。 |
| 5 身体の動き | (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。 |
| 6 コミュニケーション | (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。 |

※自立活動の内容の取扱いは、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、上記に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。（詳細は、特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」を参照）

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
 - (2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
 - (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
 - オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
 - カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。
 - (4) 児童又は生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
 - (5) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
- 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようとするものとする。
- 6 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようとするものとする。
- 7 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章 総則 における自立活動に関する主な規定

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

- 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の（1）から（4）までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

第3節 教育課程の編成

- 教育課程の編成における共通的事項
 - 授業時数等の取扱い
 - 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳科、外国語活動（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。）、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係る時間を除く。）に限る。以下、この項、イ及びカにおいて同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。
 - 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。



自立活動の意義と指導の基本

- 障害のある子供の場合、その障害によって日常生活や学習場面で様々なつまずきや困難が生じることとなる。そのため、特別支援学校学習指導要領の各教科等に加え、特別の領域として自立活動を通じて、調和的発達の基盤を培い、人間として調和のとれた育成を目指している。
- 自立活動は、心身の調和的発達の基盤に着目して指導するものであり、その指導が各教科等において育成する資質・能力を支える役割を担っている
- 目標にある自立とは、「子供がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること」を意味している
- H21年改訂において、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、目標を「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」から、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」に改めている
- 自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを27項目として示し、6つの区分に分類・整理したものである
- 自立活動の内容は、各教科等のように、そのすべてを取り扱うものではなく、個々の子供の実態に応じて、指導目標を達成するために必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものである

個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて

- 自立活動や重複障害者の指導に際して、個別の指導計画を作成することを規定（H11改訂）、各教科等にわたり作成することを規定（H21改訂）
- 特別支援学級や通級による指導を受ける子供たち全員に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することを規定（H29改訂）
- 自立活動の個別の指導計画の作成においては、教科のように目標の系統性は示していないことから一人一人の実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標や、具体的な指導内容等を設定する。
- 特に、指導目標の設定に至るプロセスが重要となるため、前回改訂において、解説において作成の手続きを例示（流れ図）し、その中に「指導すべき課題を明確にすること」を加え、指導目標の設定に至る考え方や指導の継続性を担当者間で共有することなどを示している
- また、前回改訂において、具体的な指導内容を設定する際に考慮する事項として、
 - ✓ 自己選択及び自己決定する機会を設けること
 - ✓ 自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係を理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることなどを新たに示している
- 指導方法の工夫については、特定の方法を機械的に当てはめるのではなく、実態に基づいた指導内容にふさわしい指導方法を創意工夫することを示している

自立活動に関する現状と課題

幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画はおおむね作成されているものの、特に個別の指導計画においては、実態把握が十分ではなく、適切な指導目標や指導内容が設定されていないため、一人一人の子供たちの障害の状態等を十分に考慮せずに指導を行っている学校もあるとの指摘もある

特別支援学校に関する課題

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けや、自立活動に係る実態把握から指導目標・内容の設定までのプロセスや考え方の浸透が不十分

特別支援学級に関する課題

- 自立活動の指導について、障害の状態等を考慮せずに一律に特定の活動ありきで実施しているような学校や、自立活動の授業時間数が十分ではないと思われる学校、自立活動の指導と各教科等の指導との関連を図ることに課題がある学校も見受けられる

通級による指導に関する課題

- 通級による指導に際して、個々の子供たちの障害の状態等の実態把握が十分されておらず、適切な指導目標や指導内容が設定されていない状況も見受けられる。また、障害の状態等を考慮せずに一律に「〇〇トレーニング」といった特定の活動をもつて通級による指導としている学校もあるなど、自立活動の趣旨が十分理解されていない状況もある

検討事項・論点

幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 個々の実態を的確にとらえた教育活動の実現に向けた個別の指導計画の更なる充実の在り方やカリキュラム・マネジメントの在り方、また個別の教育支援計画の充実についてどう考えるか

特別支援学校に関する検討事項

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか

特別支援学級に関する検討事項

- 特別支援学級の特別の教育課程の編成・実施に係る改善・充実に向けた方策をどう考えるか。特に、自立活動の指導の改善や、各教科等の学びの充実に向けた方策などをどう考えるか

通級による指導に関する検討事項

- 自立活動を取り入れることとするための方策



1. 教育活動全体における自立活動の位置付け・ 自立活動と各教科等の指導の関連

特別支援学校

- 特別支援学校においても、知的障害特別支援学校を中心に、年間の授業時数が34時間未満の学校があり、適切な授業時数の設定がされていない学校がある。
- また、総則にある「学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」の理解が不十分であり、教育活動全体で行っていることをもって、自立活動の指導としている学校がある。
- 各教科等を合わせた指導を行っている場合、合わせることとなる自立活動の時数計上が曖昧であり、個々の自立活動の指導目標や指導内容が不明確なまま指導が行われているという課題がある。
- 各教科等と自立活動と各教科等との密接な関連を保ち、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことの重要性が十分に浸透していない。

特別支援学級・通級による指導

- 特別支援学級では、自立活動の年間授業時数が0時間又は34時間未満の学校があり、適切な授業時数の設定がされていない学校がある。
- 通級による指導や特別支援学級における自立活動の指導内容やその成果を教科等の指導に活かすなどの関連が図られていない。

【教育課程企画特別部会「論点整理」より】

特別支援学校 自立活動について、各教科等との関連付けをこれまで以上に徹底し、自立活動の時間に加えて、学校の教育活動全体の取組となるよう、見直しを図る方向で検討すべき

特別支援学級 自立活動の指導については、自立活動の時間のみならず特別支援学級の教育活動全体を通じて指導を実施することを明示する方向で検討すべき
通級による指導 障害による困難の改善・克服を目的とする指導の充実を図る観点から、通級による指導において、自立活動を取り入れることを明確にすべき



1. 教育活動全体における自立活動の位置付け・ 自立活動と各教科等の指導の関連

- 自立活動が学校の教育活動全体を通じた取組となるよう、特別支援学校の教育課程における自立活動の意義や位置付けをより明確にするため、以下のような考え方を、特別支援学校学習指導要領総則において分かりやすく示してはどうか。
 - ✓ 自立活動は、知・徳・体といった調和のとれた発達を目指す際、その発達の基盤を培うことを目標とし、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること。
 - ✓ この自立活動の目標、役割は、特別支援学校の教育目標そのものに関わるものであり、特別支援学校の教育活動全体を通じて、自立活動の視点をもつて取り組む必要があること。
 - ✓ 自立活動の時間における指導を教科等の指導に生かす、教科等の学習状況も自立活動で取り上げ実態把握につなげる、自立活動の成果を教育活動全体の中で評価し、教育課程の評価と改善につなげる、といったカリキュラム・マネジメントの中で、自立活動と各教科等を関連付けていくことが重要であること。
 - 自立活動の指導と各教科等との密接な関連を図るためにも、障害による学習上又は生活上で生じる困難さと、自立活動の指導との関連を図ることの例示を解説で示してはどうか。
 - 各教科等を合わせた指導で行っている場合においても、教育の内容と指導の形態とを混同しないよう、自立活動を含む各教科等それぞれの授業時数の計上によって総授業時数とすることを明確化してはどうか。
- (小・中・高等学校学習指導要領における自立活動の示し方)
- 特別支援学級においても自立活動の時間を適切に設けた上で、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行うことや、通級による指導についても、自立活動を取り入れることを明確にした上で、自立活動と教科をより密接に関連させることを明確化してはどうか。

特別支援学校の教育活動全体における自立活動の位置付け（イメージ）

育成を目指す資質・能力の観点から整理した
自立活動の指導の位置づけ

各教科等の指導を通じた
資質・能力の育成

支える

＜自立活動の指導＞
心身の調和的発達の基盤を培う

自立活動の時間の指導を要とした自立活動の指導
(教育課程編成の観点からの整理)

障害による学習上又は
生活上の困難を抽出
教科等
自立活動の時間の指導を
生かした配慮や手立て等

往還

教科等

往還

課題を整理し
指導目標・指導内容
を設定

自立活動
の時間の指導

教科等

教科等

特別支援学校の教育目標の達成

- ・ 小学部においては小学校教育の目標、中学部においては中学校教育の目標
- ・ 小学部・中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと



2. 子供主体の自立活動の更なる展開

- 自立活動の指導においても、障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の捉え方を前提として指導することの必要性が指摘されている。
- 障害の状態や発達の段階等に応じ、自立活動を学ぶ意義や卒業後の自立と社会参加に向けた子供主体の自立活動について更なる充実に向け検討することの必要性も指摘されている。
- 指導すべき課題の整理においては、教師から見た一方向、一側面の困難さを課題にする傾向があり、子供自身が捉えている困難さを考慮した指導目標の設定になりにくいことや、指導目標と指導目標の達成に必要な項目を選定し、項目同士を関連付けた具体的な指導内容になっていないことが指摘されている。



2. 子供主体の自立活動の更なる展開

- 自立活動の指導に当たっては、障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、教師主導型の指導ではなく、子供主体の自立活動を更に展開させていくことが必要。
- そのため、子供主体の自立活動となるよう、指導すべき課題の整理において、6区分の観点から捉えた子供の実態と子供自身が捉えている困難さも考慮するように示してはどうか。その際、実態把握において、個人因子のみならず、社会モデルを踏まえた環境因子から把握することの重要性について、解説で示してはどうか。
- その際、子供自身が捉えている学校での困難さや社会参加に向け想定される困難さを子供と共に整理したり、指導を通じた子供の自己評価や振り返りを取り入れたりするなど解説に示してはどうか。
- また、より一層、子供自身の自己選択・自己決定に資する指導内容を促す観点から、指導計画の作成に当たっての配慮事項の記述を充実し、個々の児童生徒が自己の意思を表明することができるような指導内容を取り上げることなどを新たに盛り込んではどうか。



3. 特別支援学級・通級による指導においても自立活動を取り入れることを前提とした、自立活動の内容等の示し方

- 指導内容を設定する際に、内容に示してある6区分27項目から必要な項目を選定し関連付けて指導内容を設定するという理解が不十分なまま、区分を指導内容のまとまりであるという認識や、「内容」は、全てを取り扱うものとして指導している場合がある。
- 区分の「4 環境の把握」は、感覚の活用や認知の特性など、学習上又は生活上の困難と深く関係することとなるが、教師にとっては、その名称と各項目が意味していることが捉えきれず、実態把握や具体的な指導内容に生かしきれていない。
- 特別支援学級や通級による指導においては、障害の状態等を考慮せずに、障害名をもって特定の区分のみを取り上げて指導したり、一律に「○○トレーニング」といった特定の指導方法を当てはめて指導したりするなど、自立活動の意義や基本が十分に理解されていない状況も見受けられる。

【教育課程企画特別部会「論点整理」より】

特別支援学校学習指導要領における自立活動

特別支援学校学習指導要領を参考する特別支援学級や通級による指導の担当教師にとっては自立活動の内容が難解であるとの指摘もあり、小・中・高の教師に自立活動の内容をこれまで以上に理解してもらう観点からの方策が必要である



3. 特別支援学級・通級による指導においても自立活動を取り入れることを前提とした、自立活動の内容等の示し方

- 学習指導要領における自立活動の「内容」について、各教科と同様にすべてを取り扱うといった誤解や、障害区分や指導内容のまとまりを想起させてしまうなどの混乱を避けるため、例えば、「内容」に柱書を追加して、自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にした上で指導目標を設定し、指導目標を達成するために必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定する旨を明らかにしてはどうか。
- 指導する教師にとってイメージしやすく分かりやすい示し方の観点から、また、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化の検討の方向性も踏まえながら、自立活動の内容について表形式化を行ってはどうか（※詳細は次ページに示す）。
- 区分・項目について、指導する教師にとってイメージしやすく分かりやすく示す観点から、以下のような見直しを検討してはどうか。
 - ✓ 「1 健康の保持」「(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。」の「養護」は受け身的な意味合いがあることや、より主体的な取組を促す観点から、「養護」を「対応」にしてはどうか。
 - ✓ 区分の「4 環境の把握」については、分かりやすく示す観点から次に示す表形式化することによって体系的に示し、実態把握や具体的な指導内容につなげられるようにしてはどうか



自立活動における表形式化の方向性

構造化・表形式化に係る論点

- 自立活動は、心身の調和的発達の基盤を培うものであり、各教科の資質・能力の育成を支える役割を担っている。
- 自立活動は、子供一人一人の多様な実態に即した指導目標を設定し、内容の中から必要な項目を選定して指導内容を設定していくことから、現行学習指導要領においても、教科等のように育成を目指す資質・能力の柱ごとに目標・内容を示していない。また、教育課程上、特別の領域として、位置付けられている。
- 今回の構造化は、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図るものであるが、上記の自立活動の特質を踏まえると、各教科等と全く同じように内容を「高次の資質・能力」を元に構造化して示すことは馴染みにくい。

一方

- 教師にとって分かりやすく、使いやすいを目指す上で、表形式で分かりやすくすることは重要なことである。
- 通級による指導や特別支援学級の教師、経験の浅い教師が読んでも端的に理解可能な記述とすることは重視すべき。

そこで

検討の方向性

各区分の概括的な意味内容を表すものとして、「区分の観点」(仮称)として表記することに加え、各項目の意味するものとして、「項目の趣旨」(仮称)も加え、表形式で示すことで、教師にとって分かりやすく使いやすい示し方とすることができるのではないか。

新たに記載
(イメージ)

自立活動の内容の表形式化イメージ

| 内容 | 内容は、心身の調和的発達の基盤を培うための「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成され、区分、項目としてしめしている。自立活動の指導に当たっては個々の指導目標を達成するために必要な項目を以下から選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定するものである。 | | |
|--------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 区分 | 区分の観点 | 項目 | 項目の趣旨 |
| 1 健康の保持 | 新設(仮称) 生命を維持し、日常生活を行つために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。 | (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 | 体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。 |
| | | (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 | 自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。 |
| | | (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 | 病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること。 |
| | | (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 | 自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと。 |
| | | (5) 健康状態の維持・改善に関すること。 | 障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。 |
| 2 心理的な安定 | 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するときに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。 | (1) 情緒の安定に関すること。 | 情緒の安定に関すること。」は、情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。 |
| | | (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 | 場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること。 |
| | | (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 | 自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。 |
| 以下の区分、区分の観点、項目、項目の趣旨は、省略 | | | |
| 内容の取扱い | 具体的な指導内容を設定する際の留意点等を示す。 | | |

想定されるメリット

- 実態把握の観点として活用しやすくなる
- 適切な指導目標や指導内容が設定しやすくなる
- 体系的な理解につながり、障害名や特定の指導方法などに偏った指導になりにくい
- 項目同士を関連付けた指導内容を考えやすくなる



4. 個別の指導計画の更なる充実

(実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセス)

- 個別の指導計画の作成の基盤となる実態把握について、現行の学習指導要領では「個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。」と規定している。生育歴、基本的生活習慣、興味・関心、生活環境など、多岐にわたることから、作成の煩雑さや負担感の一方、自立活動の指導に必要となる的確な実態把握にはつながりにくいことが指摘されている。
- 個別の指導計画を作成する際に、流れ図に示してある⑤指導目標から⑥項目の選定に至る手続きの拠り所となる考え方や、解説や流れ図に明確に示されておらず、どの項目を選定したらよいのかについて分かりにくいという指摘がある。
- 各教科等の個別の指導計画と自立活動の個別の指導計画をまとめた書式で作成している学校では、指導すべき課題の整理を曖昧にしたまま指導目標が設定されている。



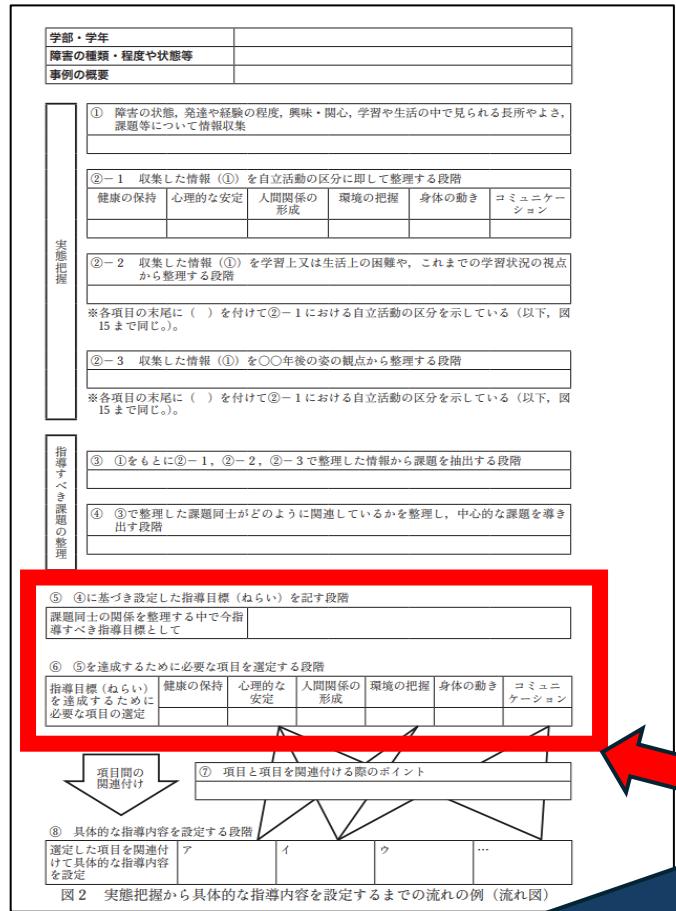
4. 個別の指導計画の更なる充実

(実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセス)

- 多岐にわたる実態把握は子供を理解する上で欠かせないものであるものの、個別の教育支援計画などで把握している内容と重複しているものもある。また、自立活動の指導における実態把握の内容やその範囲については、網羅的な把握を目指すことよりも6区分の観点から把握することが肝要であることから次のような見直しを図ってはどうか。
 - ✓ 作成の煩雑さや負担感の解消を図る観点から、子供たちの多岐にわたる実態については、他の諸計画等で把握した内容を参考にしつつ、改めて書き込んだり、再入力するなどにより業務の重複が生じることがないように留意することなどについて解説等に示してはどうか
- 流れ図にある⑤から⑥に係る手続きである、指導目標から指導目標の達成に必要な項目を選定する際の手続きを次のように明示し、項目同士を関連付けた指導内容、ふさわしい指導方法を検討することにつなげやすくしてはどうか。
 - ✓ 指導目標の達成に向け、個々の子供が備えるべき要素は何かを分析することを示し、27項目から選定しやすいように解説や流れ図に示してはどうか。
- 自立活動の個別の指導計画の作成に係る手続きが、なぜ重要なのかについて、自立活動の意義や指導の基本を踏まえ、指導すべき課題の整理を含め、それぞれの手続きの意味を解説で充実させてはどうか。その際、各教科等にわたって作成する個別の指導計画との違いについても明示してはどうか。

流れ図

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」において、個々の児童生徒の実態把握から具体的な自立活動の指導内容を設定するまでの流れの例を示した図。



現行の課題

⑤から⑥に至る手続きとしての考え方や扱い所が、解説や流れ図に明確に示されておらず、どの項目を選定したらよいのかについて分かりにくい

個々の児童生徒の実態把握から指導目標（ねらい）を設定したり、具体的な指導内容を設定したりするまでの過程を、下記の段階により図式化。

- 実態把握**
- 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
 - ②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階
 - ②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
 - ②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階
 - ③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
 - ④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
 - ⑤ ④に基づき設定した指導目標（ねらい）を記す段階
 - ⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階
 - ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
 - ⑧ 具体的な指導内容を設定する段階
- 課指導のす整べき**

改善の方向性

【考え方】

- ・指導目標を構成している要素は何かを整理・分析することで、27項目から選定しやすくする。

【抛り所】

- ・自立活動における表形式の活用により、指導する教師が選定しやすいようにする。

具体例 (流れ図の④・⑤から⑥の考え方と拠り所)

④ 中心的な課題

知的障害を伴う肢体不自由のあるAさんは、もてる力で言葉で表現したり、物を操作したりしようとする意欲がある。一方で、脳性まひにより言語表出が不明瞭で相手に伝わりにくかったり、言葉の意味理解が不確かであったりする。また、不随意運動が生じることにより教材を注目したり、手を伸ばすなどして操作したりすることに困難がある。そのため、言語理解を基盤としたコミュニケーションに対する苦手意識、人と関わることに対して受け身的になったり、運動・動作に対する成功体験の少なさなどにより学習上又は生活上の困難が生じている。

⑤指導目標

能動的に自分の思いを伝える力を高め、上肢を意図的に動かし、対象となる物を操作できるようにする。

整理·分析

指導目標を達成するために必要な要素

能動的に伝えるためには

信頼関係を基盤とし、教師とのやりとりや働き掛けに応じること

自分の思いを伝えるためには

言葉で表現する意欲、簡単な言語の理解する意欲

対象とする物を操作するためには

対象となる物を探さなければならぬ上肢を動かすための安定期の姿勢を保持すること

| 区分 | 区分の概念 | 項目 | 項目の本質 |
|---------------------------------|---|---|---|
| 1 健 康 の 保 持 | 生命を持続し、日常生活を行ふための必要な健康状態の維持、改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。 | (1) 生活のリズムや生活習慣が形成に関する。 | 休息の調節、覚醒・疲労循環と被動的の維持・改善には必要な休息・リズムに付随すること。食事・睡眠・活動の調節が形成、衣類・居住環境の適応が図られる。 |
| | | (2) 病気の状態の理解と生活環境に関する。 | 自己障害の原因を理解し、(その改善を図り)、病気の進行の防止止むを図る。また、病状の変化によっての理解を深め、それに基づいて生活の自己管理ができるようとする。 |
| | | (3) 身体各部位の状態の理解と医療に関する。 | (略) |
| | | (4) 廊下等の特定の環境と生活環境の調整に関する。 | (略) |
| | | (5) 健康状態の維持・改善に関する。 | (略) |
| 2 心 理 的 な 安 定 | 自分の持ちうる情報などをトロットして変化に対応するなどして、障害に対する心の問題を解消する。また、心の問題を主体的に改善・克服する意図の上に、自己のよのよに付ける觀点から | (6) 情緒の安定に関する。 | 情緒の不安定に関することは、情緒の不安定をもつての困難な状況を解消する。また、不安の状況の下で生活できることにする。 |
| | | (7) 理想の実現や文化への対応に関する。 | 情緒の実現の目標を理解して、理性的な抵抗を軽減し、変化する社会の対応を理解して理解して対応に対応するなど、行動や対応を付けて理解する。 |
| | | (8) 障害による学習上又は生活上の問題を理解する努力と改善・克服する意図の向上に関する。 | 自分の障害の状況を理解し、努力を怠らせず、主体的・積極的に問題を理解する努力と改善・克服による意図の向上を図る。 |

項目の選定

3 人間関係の形成

- ### (1) 他者とのかかわりの基礎に関するこ

6 コミュニケーション

- ## (2) 言語の受容と表出に関するこ

4 環境の把握

- ### (1) 保有する感覚の活用に関するこ

5 身体の動き

- ## (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること